

事 務 連 絡
平成24年1月18日

都道府県 民生・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官（社会保障担当）

市町村職員を対象とするセミナーの開催（第89回）について

日頃より厚生労働行政に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、厚生労働行政に関する地域政策について、市町村相互、または市町村・厚生労働省間で情報・意見交換等を行うことを通じ、地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を体得する機会を提供することを目的として市町村職員を対象とするセミナー（以下「市町村セミナー」という。）を開催しております。

平成23年度におきましても、別添の実施要領のとおり開催を予定しており、今回、平成24年2月10日開催の「第89回市町村セミナー」について参加者を募集いたします。

各都道府県の民生（衛生）主管部局におかれましては、全市区町村に対してこれを周知していただくとともに、積極的な参加を促していただくよう御連絡の程よろしくお願いいたします。

**今回、募集する第89回市町村セミナーのテーマ
「血液事業において市町村に期待すること」**

担当：

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
地域政策係 土田、高橋

T E L 03-5253-1111（内線7692）

F A X 03-3595-2158

事務用E-mail STSYAHO@mhlw.go.jp

市町村職員を対象とするセミナー（第89回）開催要領

市町村職員を対象とするセミナーにつきましては、別添の実施要項に従って実施しておりますが、第89回の開催につきましては、下記の方法により行うことといたします。関係各位におかれましては、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 別添実施要項の別紙3参加申込票を記載のFAXまたはE-mail宛てにお申込みください。**申込み期限は1月31日（火）**とさせていただきます。
2. 会場の都合上、**定員は100名程度**といたします。自治体内において参加者数の制限は特段設けないこととしますが、定員を超過した場合は、自治体内において参加者数調整を求めることがありますので、予めご了承ください。
3. 都道府県職員についても申込み可能といたしますが、参加者数が超過する場合は市町村職員を優先とさせていただきます。
4. 先着順に受付を行い、**参加が確定した申込者に対しては、申込み期限終了後（概ね2月3日目途）に「参加証」を郵送にて発送**いたします。「参加証」が届いた方については、当日は必ず出席するようにしていただき、当日、会場受付にて「参加証」を提示してください。なお、参加者の確定は申込み期限後となりますので、それ以前の参加確認のお問合せにはお答えできませんのでご注意ください。
5. 「参加証」の発行なく来場しても参加することはできません。（資料等が不足することにより、他の参加確定者にご迷惑をおかけすることになりますので、ご理解願います。）また、セミナー当日は一般公開とし、記者等の立ち入りを許可する観点から、原則立ち見は受け付けませんのでご注意ください。
6. 上記の理由及び参加者数把握の観点から、自治体職員については必ず申込みを必要とし、一般傍聴としての参加は認めないことといたします。
7. 「参加証」を紛失または忘れた場合は、当日、会場受付においてその旨申し立ててください。
8. 受付期間内に申し込んだものの、先着により定員に達し、参加をご辞退いただく市町村職員に対しては資料を提供いたします。なお、資料のみの請求についてはご遠慮願います。また、事務費用軽減の観点から、資料は参加者1名につき1部のみ提供することと致します。

第89回市町村職員を対象とするセミナー 「血液事業において市町村に期待すること」

- 1 日時 平成24年2月10日(金) 13:30~16:00
- 2 会場 厚生労働省18階 専用第22会議室
- 3 プログラム

一 開会・挨拶 厚生労働省医薬食品局血液対策課長 三宅 智	13:30~ (5分)
二【基調講演】 「献血推進に関する効果的な広報戦略等の開発に関する研究報告」 広島大学大学院医歯薬学総合研究科疫学・疾病制御学教授 田中 純子	13:35~ (50分)
— 休 憩 (15分) —	14:25
三【行政説明】 「血液事業において市町村に期待すること」 厚生労働省医薬食品局血液対策課 課長補佐 伯野 春彦	14:40~ (30分)
四【日本赤十字社の取組】 「日本赤十字社における献血推進の取組」 日本赤十字社血液事業本部献血推進課長 菅原 拓男	15:10~ (30分)
五【質疑・意見交換】	15:40 (20分)
六 閉会	16:00

※ 開場は13:00を予定しております。

※ 進行には万全を期してまいります。場合により終了時間を超過する場合がございます。何卒ご了承ください。

【 会 場 】

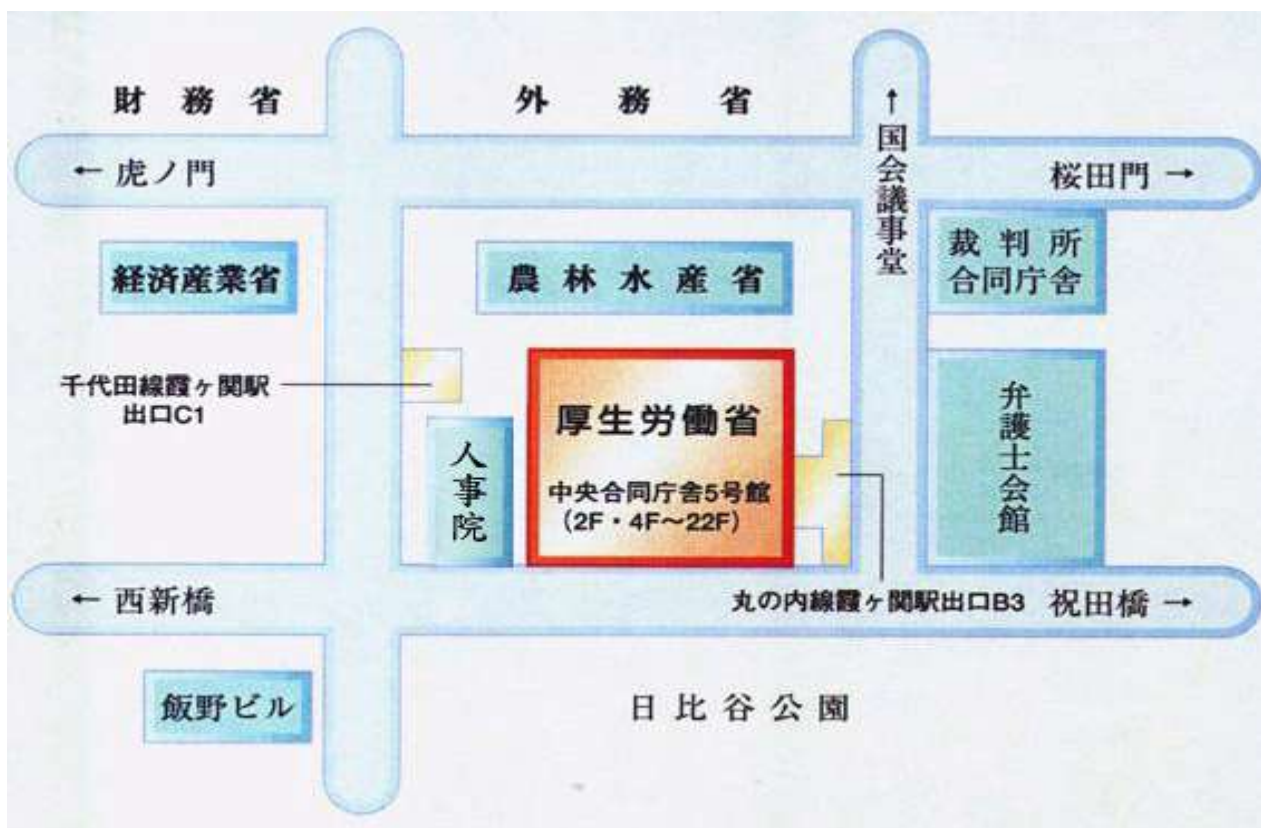
厚生労働省 18階 専用第22会議室

(前回まで行われていた三田共用会議所ではありませんのでご注意ください)

〒100-8916 東京都千代田霞ヶ関1-2-2
中央合同庁舎5号館18階

電話 03-5253-1111 (内線4728)

※セミナー開催中の出席者の呼び出しはご遠慮ください。



平成23年度市町村職員を対象とするセミナー 実施要項

1. 市町村セミナーの目的

市町村職員を対象とするセミナー（以下「市町村セミナー」。）は、市町村厚生労働行政交流研修事業として、厚生労働行政に関する地域政策について、市町村相互及び市町村・厚生労働省間で情報や意見の交換等を行うことを通じて、市町村が地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を得る機会を提供するとともに、市町村の厚生労働行政に対する考え方や行政需要等を把握し、厚生労働行政の企画立案に資することを目的とする。

2. 市町村セミナーの概要

(1) 内 容

市町村セミナーにおいては、市町村職員の厚生労働行政に対する理解を深め、厚生労働行政の一層の推進に資するよう、市町村に関わりの深い厚生労働行政テーマに基づき、厚生労働省職員からの説明・情報提供、有識者による講演、市町村等からの事例報告、厚生労働省職員と参加者及び参加者相互の意見交換等を行うこととする。

(2) 開催日程及びテーマ案

別紙1のとおりとするが、会場等の都合により変更することもあり得る。その際には別途事務連絡にて通知することとする。

(3) 参加対象者及び参加募集

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）の職員を広く対象とし、参加募集要領（別紙2）に基づき、各回の概ね4週間前に都道府県宛に事務連絡にて通知・募集する。

なお、資料のみの請求についてはこれに応じないこととする。

(4) 参加費用

無料とする。旅費（交通費、宿泊費）については、参加者の属する市町村等の負担とする。

(5) その他

市町村セミナーの庶務は、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室地域政策係において担当する。

また、スケジュールや使用した資料については、厚生労働省ホームページ内（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/seminar/index.html>）において掲載することとしている。（一部の資料については掲載不可。）

平成23年度「市町村セミナー」開催予定一覧

	開催予定	概要 (案)
	テーマ (案)	
第87回	平成23年11月18日 (金)	「子ども・子育て新システムについて」他
	子ども・子育て施策について (開催済)	
第88回	平成23年11月25日 (金)	1. 行政説明 介護予防の将来像 2. 講演 介護予防の推進と地域づくり 3. 地方自治体の先駆的な取組例紹介
	介護予防の推進と地域づくり -介護保険制度の改正を契機として- (開催済)	
第89回	平成24年2月10日 (金)	血液事業における市町村に期待される役割 について説明し、意見交換を行う。
	【今回】 血液事業において市町村に期待 すること	

※セミナー内容、開催日程については変更する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※会場は厚生労働省内の講堂又は会議室を使用し、日程は半日を予定しております。

※開催の概ね4週間前に開催通知を都道府県あてに発出いたします。

平成 23 年度市町村職員を対象とするセミナー 参加募集要領

1 テーマ・内容、開催日時・場所、募集定員の通知

開催については、各回開催日の概ね 4 週間前に、都道府県民生（衛生）主管部局において登録された E-mail アドレス宛てに開催通知を送付し、セミナー概要及びプログラム案、定員、会場等を通知することとする。

なお、平成 16 年度までは都道府県・指定都市・中核市宛てに文書によって通知を発送していたが、事務費用削減及びペーパーレス化・電子化の推進によりこれを省略する。

また、開催にあたっては、月の第 3 週金曜日をめどとし、基本的に半日の日程で行う。

2 申込みについて

(1) 申込み方法

参加を希望する市町村職員等は、回ごとに定められた参加申込票（別紙 3 見本）に必要事項を記入し、申込受付期間中（開催通知の発行から開催日のおおむね 2 週間前）までに、FAX（FAX 番号：03-3595-2158）もしくは E-mail（アドレス：STSYAHO@mh1w.go.jp）に直接申し込むものとする。

なお、FAX の送信にあたり送信票は必要としないが、E-mail の場合には、件名に「第〇〇回市町村セミナー参加申込み」の旨を明記すること。

(2) 申込み締め切り

申込みにあたっては先着順とし、定員に達した時点で締め切ることとする。

定員に達した以降に申し込んだ者に対しては、その旨の通知を FAX、もしくは E-mail にて返信し、開催後に資料を提供することとする。

なお、早期に申し込んだ場合でも、極力多くの市町村に情報提供を行う観点から、申込み状況に応じて、市町村ごとの出席者数の調整を求めることがあるので、予めご承諾願いたい。

3 その他（アンケート等の実施）

内容の充実に資するため、参加する市町村職員に対し、アンケートや質問、調査等を依頼することがあるので、ご協力いただくようお願いする。

なお、当該アンケート等については、当省から回答や提供の義務を負うものではない旨申し添える。

4 市町村との連絡担当

セミナーに関する庶務的な問い合わせ等の連絡業務は、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室地域政策係が担当するが、制度等に対する照会については、厚生労働省の各々の担当部局へご連絡いただくようお願いする。

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室地域政策係 宛て

F A X | 03-3595-2158 | E-M a i l | STSYAHO@mhlw.go.jp

市町村セミナー参加申込票

出席希望セミナー	第89回市町村職員を対象とするセミナー 《平成24年2月10日（金）開催予定》
参加申込者	自治体名； 都・道・府・県
	役所・役場
	住 所； 〒 ー
	所属部署；
	役 職；
	氏 名；
電話番号；	

申込み締め切り 1月31日（火）迄（厳守）

- 申込み期間は、当該開催通知の発出日から上記の日付までとなります。
- 先着順とし、定員に達ししだい申込み終了とさせていただきます。その場合にはこちらからご連絡差し上げます。
- 希望者一名につき、一枚としてください。

担当者名

TEL

FAX

e-mail

※担当者欄は必須事項です。